

# みんなで作ろう 協働のまち



鹿野わったいな祭



久松公園の芝生化事業



鳥取砂丘一斉清掃



大堤池のうぐい突き



住民による防災訓練

平成22年3月

鳥取市

# 目 次

基本方針策定の趣旨	P 1
1 協働の基本的な考え方	P 2
(1) 協働はなぜ必要か	
(2) 協働の効果	
(3) 協働のルール	
2 協働における各主体の取組	P 3
(1) 市民（個人）の取組	
(2) 地域、町内会（自治会）の取組	
(3) 市民活動団体の取組	
(4) 議会の取組	
(5) 市の取組	
(6) 市職員の取組	
3 協働事業の実施	P 6
(1) 協働の範囲	
(2) 協働に適する事業の検討	
(3) 協働事業の手順	
4 実施事業の検証	P 8
(1) 検証の方法	
(2) 検証の活用	
(3) 事例集の作成	

## 基本方針策定の趣旨

### 鳥取市自治基本条例の制定

本市においては、平成18年度を初年度とする第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの1つに『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として平成20年3月、鳥取市自治基本条例を制定し、同年10月施行しました。

この条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、市民の権利、役割及び責務や市の役割及び責務を定め、「協働のまちづくり」を推進することにより、豊かな地域社会の創造に資することを目的にしています。

### 「協働のまちづくり」の推進

「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みやすい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士または、市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

これからの自治体運営では、市民と知恵を出し合いながら、その自治体や地域の実情に合わせた、独自のまちづくりの方向性を生み出すための仕組みづくりが求められています。

そのため、まちづくりの基本的な考え方を「鳥取市協働のまちづくり基本方針」としてまとめ、これを基に、これからの本市における「協働のまちづくり」を推進していきます。

また、本基本方針は、社会情勢の変化やニーズを的確に捉えながら、市民に有効に活用されるものとするため、必要に応じて見直しを行うこととします。

# 1 協働の基本的な考え方

---

## (1) 協働はなぜ必要か

今、なぜ「協働のまちづくり」が必要なのか、その背景として次のことが考えられます。

### ●地方分権の進展

これからの自治体は、自己責任・自己決定による自立した行政運営と、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民が満足する社会を築くことが必要となりました。(鳥取市自治基本条例第4条、以下「条例」という。)

### ●市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、市民のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズも高度化・多様化してきました。

### ●地域コミュニティ機能の低下

都市化や核家族化などが進行する中、市民同士の「助け合い」の精神が薄れてきました。

これらの要因により、市民と市の役割も変化しており、今まさに幅広い分野でお互いがまちづくりのパートナーとなり、知恵や経験、情報を出し合い、地域のいろいろな課題の解決に「協働」して取り組んでいくことが必要となりました。

## (2) 協働の効果

市民と市が「協働のまちづくり」に取り組むことで、次のような効果をもたらします。

### ●市民サービスの向上

市民ニーズに合ったきめ細かいサービスが実現できます。(条例第7条)

### ●自治意識の高まり

市民が自主的に地域の課題解決に向けた取組を進めることで、市民の連帯感や自治意識が高まり、自立したまちづくりができます。(条例第4条、第5条)

### ●コミュニティの活性化

協働のまちづくりを進めることで、市民同士の参加・協力・交流が深まり、地域活動が活発になり、コミュニティの活性化が図られます。(条例第13条)

### (3) 協働のルール

協働のまちづくりの実施に当たっては、協働のパートナーとの間に尊重しなければならない基本的な原則があります。(条例第2条)

#### ●自主性の尊重

協働は、お互いの自主性や自立性を尊重し合い、対等な立場で協力し合うことが大切です。(条例第5条)

#### ●相互理解と信頼関係の構築

協働するには、相互理解と信頼関係がなければ、真の意味での協働は達成できません。互いの特性や違いを理解するよう努めることが大切です。(条例第5条)

#### ●情報の公開

協働事業の内容やパートナーの選定に当たっては、考え方などについて情報を公開することで、市民などが協働に参画しやすい環境づくりに努めることが大切です。(条例第18条)

#### ●目的と役割の明確化

市民と市など協働のパートナーが、目指す目的と役割を明確にして協働することにより、更なる相乗効果が生まれます。

## 2 協働における各主体の取組

---

協働を効果的に推進するため、市民、議会及び市がそれぞれの役割を明確にし、自分たちの役割を認識しながら取り組みます。(条例第5条、第7条～第12条)

### (1) 市民(個人)の取組

#### ●地域活動への参画

より良い地域づくりを創造するため、地域の行事やイベントに参加し、まちづくりに関心をもつとともに、まちづくり協議会などが計画する事業や会議に積極的に参画します。(条例第7条、第8条)

#### ●知識や能力を生かしたまちづくり

地域の活性化や地域力の向上を図るため、市民(個人)が持つ豊富な知識や能力を、社会活動などを通じてまちづくりに生かします。

#### ●情報の収集

市の広報誌やホームページ、各種の学習機会などを通じて情報を収集し、地域が目指す将来像の実現に向けた取組を進めます。

## (2) 地域、町内会（自治会）の取組

### ●交流機会の設定

お互いに協調する心や助け合いの心を育むため、市民同士がふれあう場や交流する機会を積極的に設けます。（条例第 7 条、第 8 条）

### ●幅広い年代の参加

地域が一体となってまちづくりに取り組むため、子どもから大人まで年代に関わらず、多くの市民が地域の行事やイベントに積極的に参加するよう取り組みます。

### ●「まちづくり協議会」の設立

地域コミュニティの充実・強化を図り、地域の身近な課題を解決することができる地域社会を築くため、「まちづくり協議会」の設立とコミュニティ計画の作成に向けて努力します。

## (3) 市民活動団体の取組

### ●知識と情報を生かしたまちづくり

地域の課題を解決するため、団体が有する専門的知識や情報などを生かしたまちづくりを実施するとともに、市民や他団体との連携を強化します。

### ●市民（個人）への社会参加の場の提供

まちづくりへの市民（個人）の参画を促進するため、団体の活動内容を積極的に発信し、市民（個人）の社会参加の場を広く提供します。（条例第 14 条）

### ●人材の育成

後継者の育成や市民（個人）の活動の裾野を広げるため、講座の開催、企画力や能力向上を図る研修などを実施します。

## (4) 議会の取組（条例第 9 条、第 10 条）

### ●協働事業の確認

協働事業について、実施した効果などを確認します。

### ●先進事例の紹介、提言

協働事業について、先進地の視察などを通じ、優れた取組事例などを市に紹介するとともに、新たな施策の必要性などを提言します。

### ●情報の公開

議会活動に関する情報は、議会だよりや市のホームページなどを通じ公開します。

## (5) 市の取組

### ●協働意識の醸成

協働事業を一層推進するため、研修会の開催やまちづくりの情報発信を積極的に行い、市民や市職員の協働意識の醸成に努めます。

### ●市民が活動しやすい環境づくり

活動を担う人材を育成するため、必要な情報を積極的に収集し提供します。  
(条例第6条)

### ●各主体間の調整

地域が一体となった協働の取組を推進するため、協働の各主体間の調整を行い、まちづくりの取組を促進します。(条例第11条)

### ●「協働のまちづくり」事業の支援

協働のまちづくりの着実な前進を図るため、「まちづくり協議会」などが地域コミュニティの充実・強化を図ろうとする事業に対して、財政的な支援を行います。(条例第13条)

## (6) 市職員の取組

### ●協働についての理解

協働について今まで以上に理解を深めるため、常に協働の視点を持ちながら業務に当たり、協働のまちづくりを推進します。(条例第12条)

### ●市民との信頼関係の構築

協働のまちづくりを推進するため、地域の行事に積極的に参加するなど、まちづくりの現場に足を運び、市民との信頼関係を築きます。(条例第12条)

### ●地域活動への参画

地域の身近な課題の解決のため、まちづくり協議会などの地域活動に積極的に参画するとともに、情報提供や企画立案などの支援・連携を行います。

### 3 協働事業の実施

#### (1) 協働の範囲

##### ●範囲のイメージ

市民と市が協働でまちづくりを行う際に、活動範囲が重なり合う場合があり、下図のように、市民が責任を持って行うものから、市が責任を持って行うものまで、5つの範囲が考えられます。

#### 範囲のイメージ（市民と市の協働の例）

← 市民の関わりが強い		→ 市の関わりが強い		
①市民主体	②市民主導	③双方同等	④市主導	⑤市主体
市民が責任を持って行う	市民主導の下で市の協力で行う	市民と市の連携と協働で行う	市主導の下で市民の協力で行う	市が責任を持って行う
環境美化活動の例				
市民が自主的に清掃活動を行う	公園などの自主的な清掃活動に対し、市が助成金などで支援する	市民、市などで構成する実行委員会を立ち上げ、企画段階から協働してごみ削減の啓発イベントを開催する	市民が家庭ごみを分別し、市が収集車で回収し、処理を行う	ごみ処分場の維持管理や処分量のデータを公表する

##### ●協働を進める範囲

市民と市が協働を進める範囲は、②から④の範囲を基本としますが、立場や性質の異なる場合、一定のルールが必要となります。固定的に考えず社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要です。



## (2) 協働に適する事業の検討

どの方法が良い・悪いではなく、どうすることが効果的・効率的なのか、市民の自主性や自立性を損なわないかの視点を持ち、事業が協働に適するかどうか総合的に検討することが必要です。

例えば次のような項目です。

- ①市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業かどうか  
(講演会やイベント、各種大会の企画運営など)
- ②市民が相互に支えあうことを基本とした活動が展開される事業かどうか  
(地域の美化活動、地域のパトロール事業など)
- ③パートナーの専門性が発揮され、新しい事業展開が期待できるかどうか  
(情報提供事業、相談事業、調査研究事業など)
- ④サービス対象者の実情に合わせ、きめ細かい対応ができる事業かどうか  
(子育て支援事業、障がい者福祉事業、高齢者の支援事業など)

## (3) 協働事業の手順

次のような手順で協働事業を実施していきます。

### ●事業の課題とニーズの把握

協働事業を実施するためには、既存事業の課題を明らかにすることやニーズを把握することが大切であり、その上で企画を検討します。中には法的に規制されるものや技術的に実施が難しい場合もあるため、その点はお互いが理解しておくことが必要です。

### ●協働のパートナーと形態の選定

検討した事業に最も効果的な協働のパートナーと協働の形態を選び、事業実施における役割分担を明確にします。

なお、協働の形態には次のようなものがあります。

- ・共催
- ・実行委員会
- ・事業協力
- ・後援
- ・補助、助成
- ・委託
- ・情報提供、情報交換

### ●協働事業の実施

事業を進めるに当たっては、事業の目標や協働について十分話し合い、お互いが納得しながら進めます。

協働のパートナーがお互いに時間をかけて話し合い、目的や目標、役割分担など明確にした上で事業を実施することにより、これまで市主導で行われてきた事業が、単に参加するだけの市民参加型から、市民が自主的に参画し、皆で一緒に行う協働型事業へとステップアップすることになります。

## 4 実施事業の検証

協働のパートナーはお互いに、実施前に設定していた目的や目標などについて、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識をしておく事が大切です。

事業の検証は、「成果の検証」とし、以下の項目から検証項目を選定します。

成果の検証（例）
① 協働にふさわしい事業であったか。 ② 協働のパートナーと形態（共催、実行委員会など）は適切であったか。 ③ 事業の目的や成果の指標は達成されたか。 ④ 協働により、市民サービスの向上や事業の効果はあったか。 ⑤ 事業の効率性は高まったか。 ⑥ 市民活動団体の特定分野における専門性、独自の発想や新たな取組などの特性と能力が生かされたか。 ⑦ 市民と市の相互理解は図られたか。

### ●モデル事業の選定

検証する事業については、当分の間、3 協働事業の実施（1）協働の範囲で示した範囲のイメージ②～④の事業の中からモデル事業を選定して行うものとします。

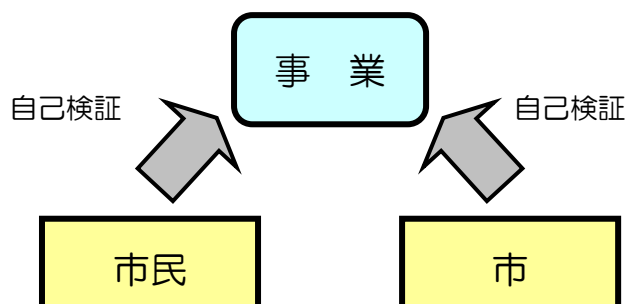
### ●鳥取市市民自治推進委員会と連携

検証については、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）と連携を図り実施します。（条例第28条）

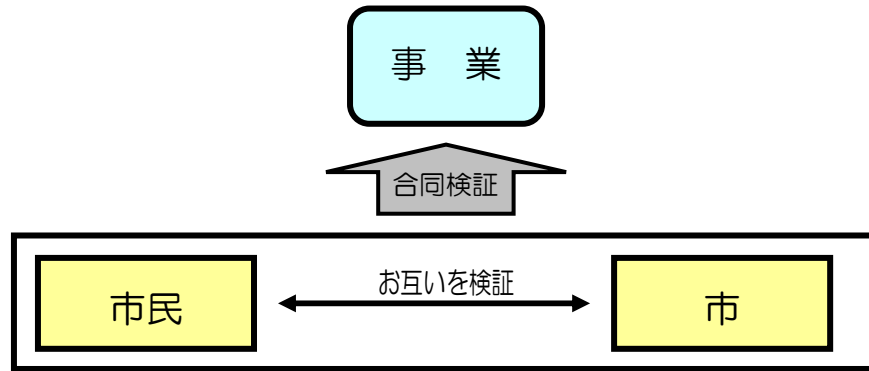
### （1）検証の方法

検証は、市民、市、委員会が行い、①自己検証、②合同検証、③委員会による検証、を段階に応じて行います。

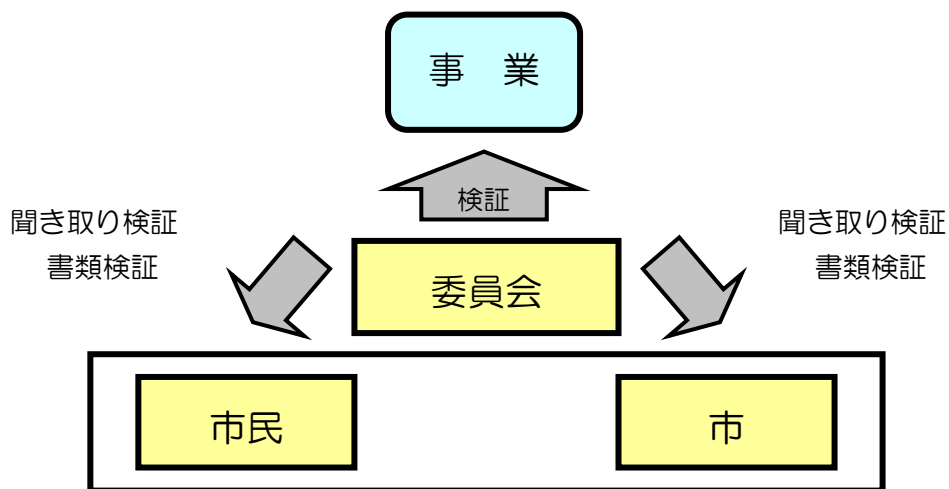
#### ①自己検証《市民と市がそれぞれ自己検証を行います》



②合同検証《市民と市がお互いを検証し、一緒に検証を行います》



③委員会による検証《委員会は、②の合同検証を受け、市民、市に対し聞き取り検証、書類検証を行い、客観的で公平な検証を行います》(条例第21条)



(2) 検証の活用

検証の結果をもとに問題となったことや改善が必要なことなどを市民、市、委員会で検討します。場合によっては、事業内容や協働のパートナーの見直しを行います。

●情報の公表

事業が終了したときには、事業の実施によってどのような成果があり、何が問題だったかを分かりやすく伝えるよう、広く市民に情報を公表します。(条例第23条)

●今後の事業に反映

事業実施するまでの経過と実施結果をしっかりと振り返り、今後の事業を計画する際に、得られた知識や情報、ノウハウなどを最大限に生かし事業に反映します。(条例第24条)

(3) 事例集の作成

本市の各種制度を活用した事業や、「まちづくり協議会」が行う取組などを調査し、参考となる事例を集めた「事例集」を作成して、広く市民に広報し、まちづくりの参考として活用することとします。

資 料

本基本方針で使われている言葉のうち、共通認識していただきたいことに簡単な解説を加えましたので、参考にしてください。

<p>(1ページ) まちづくり</p> <p>市民</p> <p>市</p>	<p>本基本方針でいうまちづくりとは、地域の課題に市民と市が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域づくりで、地域を暮らしやすくするさまざまな活動全般を示します。</p> <p>自治基本条例及び本基本方針では、市内に住所を有する「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。</p> <p>また、市内を拠点として活動している事業者や団体も、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。</p> <p>鳥取市自治基本条例では、議会及び執行機関をいうと定義していますが、本基本方針では、鳥取市のこととして記載しています。</p>
<p>(2ページ) ニーズ</p> <p>コミュニティ</p>	<p>必要。要求。需要。</p> <p>地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに自主的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。</p>
<p>(3ページ) まちづくり協議会</p>	<p>本市では、地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むために地区公民館の設置区域を単位として、「まちづくり協議会」の設置を進めています。</p> <p>町内会（自治会）を含めた、地域の多くの団体が構成員となり、地域づくりの目標を話し合い、これからの取組を具体的に定めた「地域コミュニティ計画」を作成することとしています。</p>

<p>(5ページ) コミュニティ支援チーム</p>	<p>市内全61地区公民館に1地区あたり3～5人の市職員（平成21年4月1日現在、総勢267人）が、地域コミュニティの充実・強化に向けた活動の支援を行っています。チームは、まちづくり協議会の組織化、地域コミュニティ計画の作成支援、市が保有している情報の提供などを行い、地域住民のみなさんと一緒に、ともに汗を流して「協働のまちづくり」の実現に向けて活動を行っています。</p>
<p>(7ページ) 共催</p>	<p>市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となって事業を行う形態をいいます。双方が実施主体となることから、事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>実行委員会</p>	<p>市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、そこが主催者となって事業を行う形態です。共催と同様に事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。</p>
<p>事業協力</p>	<p>市民同士のいずれか、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め協力して行う形態です。実施責任や成果は、お互いの話し合いで分担し、協定書などで確認します。</p>
<p>委託</p>	<p>市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を協働相手に委ねて実施する形態です。協働相手の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取組や多様なサービスが実現します。</p>
<p>後援</p>	<p>協働相手の実施する公共的な事業・取組について、課題や目的を共通のものとしたうえで、名義の使用を承認する形態です。協働相手の社会的信頼が増すとともに、事業への理解・共通認識を深めることにつながります。事業の実施責任や成果は、実施主体に帰属します。</p>

<p>補助、助成</p> <p>情報提供・情報交換</p> <p>(8ページ)</p> <p>鳥取市市民自治推進委員会</p>	<p>協働相手の実施する公共的な事業について、市と課題や目的を共通なものとしたうえで、市が補助金等団体に交付する形態です。事業の実施責任や成果は実施主体に帰属しますが、成果を市と共有することもあります。補助金等の支出には事業ごとの交付要綱が根拠となり、事業報告や成果物の提出などにより適正な事業であるかを評価します。</p> <p>協働相手が互いに持っている情報を提供し、情報を共有する形態です。地域課題や新たな市民ニーズの発見につながります。</p> <p>鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」）は、自治基本条例に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。</p> <p>委員数は、10人（2年任期）で、①学識経験者、②民間団体に属する者、③公募による者から、市長が委嘱することとしています。</p> <p>委員会は年6回程度開催し、主に次のような事項について協議、調査、審議することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 参画と協働の取組の検証</li> <li>(2) 協働型事業の提案</li> <li>(3) 自治基本条例に関する各種施策の状況確認</li> <li>(4) 自治基本条例の見直しの検討</li> <li>(5) 市民活動促進助成団体の審査</li> <li>(6) 市民参画フォーラムの企画</li> <li>(7) 市民活動表彰制度に伴う被表彰者の審査</li> <li>(8) 市民活動に関する意見書の作成</li> </ol>
---	---

# 鳥取市自治基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民（第7条・第8条）

第2節 議会（第9条・第10条）

第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）

第5章 コミュニティ（第13条）

第6章 市政運営（第14条―第23条）

第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条―第26条）

第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）

第9章 市民自治推進委員会（第28条）

第10章 条例の見直し（第29条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

#### 第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

#### 第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

#### 第4章 自治を担う主体の責務等

##### 第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

## 第2節 議会

### (議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

### (議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

## 第3節 市長及び市の職員

### (市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

### (職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

## 第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

## 第6章 市政運営

### (市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

### (総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

### (財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分 of 基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

## 第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。